**(１)　計画策定の趣旨**

第１編　総論　　１　広島市障害者計画の策定について

広島市では、令和２（2020）年２月に策定した市政推進に当たっての基本的な考え方や施策の方向性を示す「第６次広島市基本計画」において、障害者施策について「障害者を取り巻く環境の変化を踏まえ、障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合うことで、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会を目指す必要がある。また、障害者の活動を制限し、社会への参画を制約している要因を取り除き、障害者が住み慣れた地域において自立して生活できるように社会のバリアフリー化を推進するとともに、自立を支援していく必要がある。」としています。

国においては、令和３（2021）年５月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「障害者差別解消法一部改正法」という。）の成立（令和６年４月施行）や、令和４（2022）年５月の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）の施行など、障害者の社会参加と共生社会の実現に資することを目的とした障害者に関する法律の施行が相次いでいます。また、令和３（2021）年７月から９月の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、社会的障壁の除去による共生社会の実現に向けた機運が一層高まるほか、新型コロナウイルス感染症拡大等の非常時における課題が明らかになるなど、障害者を取り巻く社会環境は変化しています。

本市においては、障害者の人数及び人口に占める割合が増加するとともに、障害者の重度化・高齢化等の状況があります。また、障害者と高齢の親が同居する世帯への支援や、制度の対象外である生活課題への支援など、課題が多様化・複雑化し、障害福祉サービスをはじめとする公的な支援へのニーズとともに、地域の実情に応じた総合的な支援の必要性が高まっています。

こうしたことから、平成３０（2018）年３月に策定した「広島市障害者計画〔2018-2023〕」（以下「前計画」という。）が令和５（2023）年度で終期を迎える中、広島市の障害者施策を総合的に推進していくために、障害者を取り巻く社会環境の変化や、前計画から引き続き取り組むべき課題、令和４（2022）年度に実施した「障害福祉等に関するアンケート」の結果等を踏まえて、令和６（2024）年度から令和１１（2029）年度までの６年間を計画期間とする、新たな広島市障害者計画を策定します。

**(２)　計画の位置付け**

第１編　総論　　１　広島市障害者計画の策定について

この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障害者施策全般にわたる推進の方向性と、具体的な方策を示す中長期的な計画です。

また、本計画は視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）に基づく視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画（以下「読書バリアフリー計画」という。）としても位置付けます。

＜根拠法令＞

障害者基本法（一部抜粋）

（市町村障害者計画）

第１１条　（略）

２　（略）

３　市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

＜参考＞関連する計画等との関係図



**(３)　計画期間**

第１編　総論　　１　広島市障害者計画の策定について

本計画は、令和６（2024）年度から令和１１（2029）年度までの６年間の計画です。

**(４)　計画の推進及び点検**

本計画に掲げる施策は、障害者の保健福祉だけではなく、住宅、交通、教育、就労など様々な分野にわたっていることから、関係部局と連携を図りながら、施策の総合的な推進に取り組んでいきます。

また、本計画に掲げる施策を着実に推進していくためには、社会全体での取組が不可欠であることから、市民や社会福祉協議会等の地域団体、事業者、医療機関等の関係機関などにおける理解を深めるとともに、連携を図ります。

さらに、毎年度、広島市障害者施策推進協議会等の意見を聴きながら、本計画に掲げる施策の実施状況の点検及び進行管理を行います。